

各支給認定保護者の皆様

東小針認定こども園

令和3年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和3年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体的な額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和3年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

東小針認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和3年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和3年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	208,380	208,380	191,990
5月	208,380	208,380	191,990
6月	208,380	208,380	191,990
7月	205,350	205,350	188,960
8月	205,350	205,350	188,960
9月	205,350	205,350	188,960
10月	205,350	205,350	188,960
11月	252,420	202,820	186,430
12月	252,420	202,820	186,430
1月	252,420	202,820	186,430
2月	252,420	202,820	186,430
3月	262,740	213,140	196,750

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	191,740	187,860	110,800	106,920	64,970	60,900	49,090	45,020
5月	191,740	187,860	110,800	106,920	64,970	60,900	49,090	45,020
6月	191,740	187,860	110,800	106,920	64,970	60,900	49,090	45,020
7月	191,740	187,860	110,800	106,920	64,970	60,900	49,090	45,020
8月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
9月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
10月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
11月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
12月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
1月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
2月	191,730	187,850	110,790	106,910	64,960	60,890	49,080	45,010
3月	203,920	200,040	122,980	119,100	77,150	73,080	61,270	57,200

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。